

## 佐賀大学医学部附属病院人工透析室運営委員会規程

(平成16年4月1日制定)

### (設置)

第1条 佐賀大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日制定)第14条の規定に基づき、人工透析室の運営に関する事項を審議するため、佐賀大学医学部附属病院人工透析室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科の科長又は副科長のうち若干人
- (2) 集中治療部長
- (3) 看護部長又は副看護部長のうち1人

2 前項第1号及び第3号に掲げる委員は、病院企画室会議の議を経て、病院長が委嘱する。

### (任期)

第3条 前条第1項第1号及び第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

### (事務)

第7条 委員会に関する事務は、経営管理課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則(平成17年4月14日改正)

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。